裁判官の人事評価の在り方に関する研究会(第19回)協議内容

1. 日時

平成14年7月1日(月)16:00~18:15

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(座長)

大西勝也

(委員)

稲田寛,緒方重威,金丸文夫,長谷部由起子,福田剛久,吉本徹也

(幹事)

金築誠志幹事,金井康雄幹事補佐

4. 議題

- (1) 研究会報告書案(後半)の修正案の検討
- (2) 研究会報告書案(全体)の検討
- (3) 研究会報告書概要案の検討
- (4) 次回の予定について
- 5. 会議経過
 - (1) 研究会報告書の後半部分について,前回の研究会の議論をもとに,作業部会により作成された修正案に基づいて,幹事から修正箇所の説明がなされ,意見交換が行われた。

意見交換の主な内容は,以下のとおり

いくつかの論点について、研究会での多数意見だったのか、研究会で意見が一致したのかを確認したい。6頁に、委員会方式もしくは裁判官会議で行う方式の採用は困難であるという意見が大勢を占めたとの記載があるが、大勢を占めたのではなく、困難であることで意見が一致したとの認識であったと思うが、少数意見はあったのか。

- 。 私の方で委員会方式もしくは裁判官会議で行う方式がよいとの意見を述べて いるので、「意見が大勢を占めた。」という記載のままにしてほしい。
- 20頁にある「事件関係者その他の部外者を対象とするアンケート調査等を 行うことは相当でないという意見が多数を占めた。」という記載についてであ るが、この点も研究会で意見が一致したのではないか。
- 。 私が少数意見を述べているので、そのままの記載にしていただきたい。
- 。 28頁~29頁に、「不服について判断するための第三者機関を設けるべきではないという意見が大勢を占めた。」との記載があるが、研究会で第三者機関を設けるべきではないという結論に達したのではなかったのか。
- o これも,私が第三者機関を設けるべきであるとの意見を述べた。
- 31頁に,制度化について,最高裁判所規則により定めるという意見が多数を 占めたという記載があるが,研究会で最高裁判所規則により定めるという結 論に達したのではなかったのか。この点についても確認したい。
- 最後まで,こういう意見があったことを残したいという意見があると,報告書では,「研究会で一致した。」とは記載できず,「意見が大勢を占めた。」という記載になるのではないか。
- 作業部会では、少数意見があるということで記載の平仄を合わせている。
- 研究会として、「こういう意見はあったが、結論がこうなった。」という書きぶり もあるかと思う。議論の経過は明らかにすべきであるが、「~という意見が大 勢を占めた。」という書き方だと、最後まで両論があったと採られるかと思うの で、特に第三者機関を設けるかどうか等については、結論を示すべきではな いか。
- 確認だが,第三者機関を設けるべきであるという意見は,人事そのものについて設けるという立場か,評価そのものについて設けるという立場か。
- o 評価そのものについて設けるという立場である。少数意見を維持したい。
- 6頁10行目以下に、「人事評価については合議体で実施することは困難を伴い、通常そのような方法は行われていない」とあるが、ここの「通常」とはどういう意味か。

- 。 社会的にという意味であると思う。
- 民間等の紹介もあったが、合議体による評価は採用されておらず、上司が部下の評価をしているとのことであった。
- 検察庁でも,合議体で評価する方式は採ってない。
- 。 多面的な評価はあるかもしれないが、その場合でも、各評価者は個人であって、合議体そのものが評価を行うということは聞いたことがない。
- ○「,通常」という記載のうち、「,」は削除した方がいい。「,」があると、「困難があること」と「通常そのような方法は行われていない」とで文章が二分されることになる。
- 作業部会としては、文書を二つに分けるつもりで、「、」を入れたものである。
- 。「,」を取り,修飾語にした方がすんなりいくかと思っただけであり,今の意見 は撤回する。
- 15頁13行目以下に、「裁判官の意見に現れているような問題点があることから、」と記載があるが、抽象的でよく分からない。研究会で出ていた議論を踏まえ、問題点をもう少し具体的に記載してはどうか。
- その下に記載のある注記には積極,消極の両論が併記されており,しかも積極的なものが先に書かれている。
- 。 この点,作業部会では,本文の直後に注記を記載しているので,本文と注記との二重の記載になることに抵抗を感じ,本文をこのように記載したものであるが,同じことではなく,研究会で出た具体的な意見であれば本文に書くことはできると思う。
- 。 裁判官の意見の多くは、「自己評価をしなければならないとなると、どう書くべきか戸惑うように思う。」ということだったと思う。
- 該当部分を、「このような事項について本人に自己評価をさせることはどれだけの意味があるのか、かえって、どのような評価を行うべきか本人を戸惑わせるだけではないかといった疑問があることから」と記載してはどうか。
- 賛成である。
- 。 本研究会で出た問題点は書き込んでおいた方がいい。

- 作業部会では,直後の注記と重なるという理由で記載をしていなかっただけ なので,そのような記載になることで構わない。
- 作業部会で議論した結果いくつか修正した方がいいと思われる箇所が出てきたのでご説明すると、第一に、20頁下から3行目の「裁判官の職権行使の独立に配慮」等の記載は、概要版を作成した関連で加筆したものである。第二に、23頁下から7行目の「自己改善」は、表現を統一する関係で「自己けんさんや能力開発」と修正したものである。第三に、28頁は、前回の協議を受けて修正したものである。第四に、31頁7行目以下の記載については、概要版を作成した関連でくどいと感じて整理したものである。第五に、32頁4行目以下の「評価制度を構築」は、他の部分と表現を統一する関係で「評価制度を整備」と修正したい。

(いずれについても異議なし)

- 12頁注記の「諸外国の裁判官(司法官)に関し本人の意向を汲み取る方法として採られている例」を、「諸外国の裁判官(司法官)に関して採られている本人の意向を汲み取る方法の例」にした方が、標題としてよいのではないか。
- 。 特にこだわらない。

(異議なし)

- 24頁(2)の「人事評価に不服がある場合の手続については,評価の過程において本人の意向を汲み取る方法や評価の開示について」は、「~について」が重なっているので、「人事評価に不服がある場合の手続については,評価の過程において本人の意向を汲み取る方法や評価の開示に関して」にしたらどうか。
- ○「関して」の方が意味が広くなると思われるので、「人事評価に不服がある場合の手続に関しては、評価の過程において本人の意向を汲み取る方法や評価の開示について」としてはどうか。

(異議なし)

。 25頁2行目の「これまでの我が国においては,」を「我が国においては,これまで」にした方がいい。

(異議なし)

- 。 32頁1行目以下の「叡智をもってかつ柔軟に」の「かつ」を削除してはどうか。
- 文書の流れからすると、「不断の検証を行うとともに、そこに現れた問題を克服するために、叡智をもって柔軟に対応していく」では、「に」が重なるのでいかがなものか。
- 。 「克服するため, 叡智をもってかつ柔軟に」としたらどうか。 (異議なし)
- (2) 研究会報告書の全体について,前々回及び前回の研究会の議論をもとに,作業部会により作成された修正後の研究会報告書の全体案に基づいて,意見交換が行われた。

意見交換の主な内容は,以下のとおり

- 19頁末尾の「(1)基本理念の項目」に関する文をもっと簡潔にできないか。「裁判官の職務の実情とその特性が十分念頭に置かれなければならない」としてはどうか。また、「踏まえ」という語句が多用されていて気になる。例えば、3頁下から10行目にも「改革の趣旨を踏まえて」があるが、ここは「改革の趣旨から」としても意味は同じではないか。
- 3 頁にはその次の行や、4 行目にも「踏まえ」とある。役所用語であり、報告書に多い用語のように思う。
- 「踏まえ」は意味としては曖昧であり、あることを前提にしているという語感であって、参考にしているとか考慮しているということとは少し違うと思う。
- 他の用語に置き換えることができるところは置き換える扱いとしたい。(異議なし)
- 5頁の第2の表題「裁判官の人事評価の現状と関連する裁判官人事の概況」 に括弧書きで幹事の説明という記載を入れるべきではないか。第2はすべて 幹事からの説明であり、大分長い記述であることやこの表題のままでは問題

点が書かれているのではないかと誤解されてしまうおそれがあるので、記載 すべきだと思う。

- 。 第2が幹事の説明であることは文中に記載されていることでもあり、表題にその旨掲げる必要があるのか。また、他の表題との兼ね合いもある。
- 。 幹事からの説明だけではなく、それを踏まえて議論の前提にしたものである ので、表題に幹事の説明と書くのはいかがなものかと思う。
- 14頁以下の第3にある公務部門や民間部門における人事評価制度及び諸外国の裁判官の人事評価制度についても,幹事からの説明や有識者からとアリングを行ったものであり,その記載とのバランスも考える必要がある。
- 。 目次にして一覧したときに,括弧が入っているとバランスが悪いのではない か。
- それではそのままの記載とすることにしたい。(異議なし)
- (3) 研究会報告書概要案について,作業部会により作成されたたたき台に基づいて, 意見交換が行われた。

意見交換の主な内容は、以下のとおり

1. 概要案の内容について

- 研究会報告書概要案はどのような方針に基づいて作成されたものか。
- 作業部会としては、研究会報告書本体が大部に及ぶことから、研究会の成果を端的にわかりやす〈記載しようという考えのもとに作成したものである。具体的には、挙げてある項目は、論点整理の項目、目次の大項目であり、枠囲みの中は制度設計に当たるもの、その下のの記載は説明を補足するものである。報告書本体を見てもらうことを前提に、その前に見てもらうものとして概要を作成した。

- 冒頭部分には,当研究会が設けられた経緯について記載すべきでは ないのか。
- 基本的には、研究会によって今回提言された制度の内容が端的に示されているものであれば、概要の目的は達するのではないかと考え、
 経緯については記載していない。
- 報告書本体の第1ないし第3は前提であり、前置きであって、第4以降は研究会の結果のみが記載されている。この概要版は、研究会の結論や要旨の説明をする際に使われることになると考えている。
- 研究会の成果が端的に書かれているのが概要であり、分量にも制約があるう。研究会が設けられた経緯まで記載するのは、概要としてそ ぐわないのではないか、コンパクトにまとまっており、このままでよい。
- 具体的な中身については、研究会報告を読んでもらうということでよいのではないか。
- 1の評価の目的の説明に「このような目的」とあるが、枠内の文言では「裁判官の自己研さんや能力開発に役立てることも、目的に含まれる。」とされていることから、「このような目的」に自己研さんが含まれてしまい、そうすると説明文の「基本的には、短期的な視点からの明確なランク付けは必ずしも必要ではなく、むしろ、長期的な視点からの評価とその集積が重要となる。」が自己研さんにかかってくることになる。しかし、自己研さんや能力開発の観点からは、明確なランク付けは必要ないが、短期的な視点からの評価が必要なのではないか。
- 研究会報告書19頁に記載されているものである。
- 研究会報告書では順序立てて書かれているものであるが、概要ということもあり、自己研さんの目的を外すと逆に目立っておかしいのではないか。
- 本来,研究会報告書19頁13行目以下の「自己研さんや能力開発に 自主的に生かしていく」ためにも「短期的な視点からの明確なランク 付けは必ずしも必要ではなく,むしろ,長期的な視点からの評価とそ

- の集積が重要となる。」が入るのであって、概要で一緒に書いたから といって、間違いということではない。
- 概要の記載は、研究会報告書との相違で決めるべきではないか。
- 私の理解では、評価を毎年行う意味は自己研さん、能力開発にあるというものであり、評価の目的としては、適材適所の配置等するために長期的な視点からの評価とその集積が重要だということは理解できるが、短期的な部分もあるのではないか。
- 評価は集積が必要なのではないか。
- 評価を毎年するのは、人事異動とも関係する。
- 研究会報告書との相違では、4(3)に「評価の実施時期」とあるが、研究会報告書55頁には「評価の実施時期等」となっている。これは研究会報告書では評価の頻度の記載も含まれているからで、人事異動に必要なので毎年評価行うことはわかるが、概要にはそういう前提となる事柄の記載が入っていない。
- 毎年評価を行うことと、長期的な視点に立つことは矛盾しないのではないか。毎年評価を行うことで長期的にわかるのではないか。
- 諸外国では毎年ではなく,数年というところもある。
- 評価の実施時期についても、「基本的には」という文言を入れたらどうか。
- 実施回数を入れ、「一定の時期に1回」としてはどうか。
- 研究会報告書の「評価の実施時期等」の「等」をどうするかという問題 もある。
- 研究会報告書の「評価の実施時期等」の「等」を取ってはどうか。(異議なし)
- 概要には、「裁判官の異動、配置の実情を前提とすれば」と入れては どうか。
- 実施時期については、結論だけで足り、理由は不要なのではないか。 (異議なし)

- 3(1)の表題は、研究会報告書では「あるべき裁判官像(裁判官に求められる資質・能力)」となっているが、概要では括弧の中の文言が表題となり、「あるべき裁判官像」がとれているのはなぜか。
- わかりやすさから、「裁判官に求められる資質・能力」のみとした。
- 1の評価の目的の説明にある「基本的には」をとってはどうか。表現にこだわるつもりはないが、「基本的には」とあると、逆に何かあるのではないかと思われる。
- 少数意見に配慮した記載だと思われる。
- 先ほどの研究会報告書での議論に合わせ、7にある「克服するために、叡智をもって」の「に、」をとることにしてはどうか。
 (異議なし)
- 5(1)は「与える。」で終わっているが、「与えることになる。」とすべきではないか。(異議なし)
- 研究会報告書65頁は「裁判官の内部規律に関する事項」となっているが、概要6には「裁判官の内部規律キキキに関する事項」となっているので、研究会報告書も同様の記載にすべきではないか。 (異議なし)

2. 副題について

- 研究会報告に副題をつけるか,つけるとすればどのようなものにするかについて,議論していただきたい。
- 司法制度改革審議会意見の副題は「21世紀の日本を支える司法制度」であった。
- 人事院の研究会報告書の表題は「公務員の新人事評価システム」、 副題は「能力、実績等の評価・活用に関する研究会報告」となっている。また、総務庁の研究会の報告書の副題は、「国家公務員の新たな人事評価システムの基本的指針について」である。

- 副題をつけないというのも1つの考えである。
- 研究会報告書と概要で,片方だけ副題があったりなかったりするのは おかしい。
- 概要案の副題では、「人事評価制度」という文言が表題にもあり、また、研究会名にもあることからくどいように思われる。副題には一番アピールするものを出すべきではないか。
- 研究会報告書は重厚なので副題はいらないと思うが、概要について はよく読んでもらえるような副題を付けるべきではないか。
- 「透明性,開示制度の整備に向けて」ではどうか。これならば,客観性 についてもそれに含まれることになる。
- 「人事評価の透明性を目指して」ではどうか。
- 研究会の報告は透明性と客観性だけではない。
- 「あるべき裁判官像を求めて」ではどうか。
- その副題では、内容的にどうかと思う。
- 「国民の期待に応える人事評価」ではどうか。
- 人事院の研究会の報告書のように、概要の表題と副題を逆にしては どうか。
- 「裁判官の新たな人事評価制度」とすれば、内容的にも合うことになる。
- 研究会の提言のみで、制度はまだできていないのではないか。
- 「裁判官の新たな人事評価制度のために」という表題でよいのではないか。
- それでは、これまでの議論を踏まえ、研究会報告書には副題は付けないが、概要については「裁判官の新たな人事評価制度のために」とすることとしたい。

(異議なし)

(4) 7月16日午後3時からの次回開催日時において,研究会報告書及び研究会報告書概要を確定し,最高裁判所事務総長に対して提出することになった。次回までに,本日の議論を踏まえて,研究会報告書の再修正案及び研究会報告書概要の修正案を作成の上,事前に委員に送付して,その内容を確認することになった。